

〔訳注〕
訳注 日本文徳天皇実録 (六)

告 木 中 林
井 本 村 原
幸 久 み 由
男 子 どり 美 子

日本文徳天皇実録卷第二 起嘉祥三年七月尽十二月

● 八月戊申 (三日)

【書き下し】

八月戊申^(三)。詔すらく、①遠江国角避比古神を以て、官社に列せ、と。是より先、彼国奏言すらく、此の神の叢社、
②大湖を瞰臨す。湖水の漑ぐ所は、拳土利^(必)を頼る。湖に一口有るに、開塞常無し。湖口塞ぐれば則ち民水害を被り、
湖口開かば則ち民豊穰を致す。或いは開き或いは塞ぐは、神実^(必)に之をなす。請うらくは崇典に加え、民のために利を
祈らんことを、と。之に従れ。

【現代語訳】

八月三日。詔するに、「遠江国の角避比古神を官社に加えよ」と。これより前に、遠江国が奏言するには、「この神の社は、浜名湖を見下ろすように鎮座しており、湖水が注がれる範囲では、多くの田がその恩恵にあずかっている。湖には一つの口があるが、頻繁に開塞する。湖口が塞がれば民は水害に遭い、湖口が開けば民は豊穰を得る。開塞は、この神によって引き起こされている。出来れば崇典に加えて、民に利が有るよう祈っていただきたい」と。その通りにさせた。

【注釈】

①遠江国角避比古神 「延喜式」神名帳、遠江国浜名郡「角避比古神社」の祭神。六国史には本日条にしかみえない。現静岡県浜松市北区細江町の「細江神社」と、同湖西市新居町「湊神社」がそれぞれ比定社を称しているが、特定はできておらず、明治四年（一八七二）角避比古神社が国幣中社とされた際も所在不明を理由に取り消され、森町の小国神社に併祀されている。現在、論社の内、細江神社は素戔嗚命と奇稻田姫命を祭神としており、社伝によると、明応七年（一四九八）の地震による津波で、浜名湖南岸にあった角避比古神社は流失し、ご神体が気賀村に漂着したのでこれを祀り、永正八年（一五一一）に現在地に社宮を建立したとする。湊神社も素戔嗚命を祭神としており、社伝では、明応の地震によって諸堂のすべてを流失した角避比古神社が、近世初期に新居関所の北側に鎮座し、元禄十四年（一七〇二）関所移転に伴い藤十郎山麓に移転、さらに宝永地震による宿場総移転によって現在地に至ったとする。なお、同浜松市古人見町の若御子神社では、現在も天之忍穂耳命・須佐之男命とともに角避比古命を祀っている。これは昭和二十七年（一九五二）、当時の宮司が、口碑（明応七年の天津波で、荒井崎（現湖西市）

集落の住民とともに角避比古神社の御神体の宮船が小人見村（現古人見町）の古橋七兵衛家西側の岬に流れ着いたとある）と、古橋家の古文書を元にした調書とを神社庁に提出し、合祀が許可されたものである。細江神社、湊神社からも合祀の申請があったが、許可されたのは若御子神社だけであった。

②大湖 現静岡県浜松市・湖西市にまたがる浜名湖のこと。元は淡水湖であったが、明応七年（二四九八）の大地震により砂洲が決壊し、外海と通ずる汽水湖となった。平安時代、湖は現湖西市新居町大倉戸に出口があり、橋が架けられ、東海道が通っていた。古くは「遠津淡海」と呼ばれ、遠江の国名の語源になったともされる。

（林原）

●八月己酉（四日）

【書き下し】

己酉^(四)。①右兵衛督正四位下坂上大宿禰清野卒す。清野は贈大納言正二位田村麻呂の第四子なり。少くして家風に慣らい、武芸絶倫。嵯峨太上皇、東宮に在りし時、年十八にして②春宮少進となる。是の時、天皇武徳殿に御し、特に天下の騎射拔群の士廿人を簡し、其の才品を覽す。爰に清野、春宮少進を以て、独り其の選を忝ぶ。又歩射士③佐味香飾麻呂・④飯高常比麻呂・清野等三人に命じて、競射せしむ。清野三人の先鳴をなすなり。天皇甚だ奇しく之を愛づ。弘仁十年正月從五位下に叙し、陸奥鎮守將軍となる。年纔か廿七。十一年陸奥介となる。十三年右近衛少將となる。十四年十一月從五位上に叙す。天長元年左貶して薩摩守となる。俄かにして遷りて土左權守となる。入京の後、十年三月正五位下に叙し、⑤陸奥出羽按察使となる。夷民は和親し、関塞は無事なり。⑥承和三年官を罷め都に帰す。⑦即ち右馬頭となる。⑧数年遷りて右兵衛督となり、兼ねて因幡守となる。十二年正月從四位上に叙す。⑨兼ねて相

摸守となる。嘉祥三年四月正四位下に叙す。齡稍^{さか}遅晩なり。老病相迫りて、官を避くる意有り。未だ言さざるに氣絶う。時に年六十二。

【現代語訳】

四日。右兵衛督正四位下坂上大宿禰清野が卒去した。清野は贈大納言正二位田村麻呂の第四子である。幼い時から家風である武芸を身につけ、その技量は人並みはずれていた。嵯峨太上天皇が東宮であった時、十八歳で春宮少進となった。この時、(平城)天皇が武徳殿に出御して、特に騎射に優れた者二十人を選び、その技量を御覧になることがあった。ここに清野は有難くも春宮少進でただ一人選ばれた。また歩射士の佐味香飾麻呂・飯高常比麻呂・清野の三人に射芸を競わせたところ、三人の内、清野が真っ先に命中させた。天皇は大変珍しく思い賛美した。弘仁十年正月に従五位下に叙され、陸奥鎮守將軍となった。年はわずかに二十七歳であった。十一年には陸奥介となり、十三年には右近衛少將となった。十四年十一月に従五位上に叙されたが、天長元年に左遷されて薩摩守となり、その後まもなく土佐權守となった。許されて都に戻った後、十年三月に正五位下に叙され、陸奥出羽按察使となった。蝦夷と良民は友好的で、関は平和であった。承和三年に職を辞して帰京し、右馬頭となった。数年後には右兵衛督となり、その後、因幡守を兼任した。十二年正月に従四位上に叙された。相摸守に転じて、嘉祥三年四月には正四位下に叙された。年齢にしては少し遅い。老病が迫り、官職から離れたいと思っていたが、上申する前に亡くなった。六十二歳であった。

【注釈】

- ① 右兵衛督正四位下坂上大宿禰清野（七八九―八五〇）浄野とも記し、本年四月甲子（十七日）条（注釈⑭）・五月甲午（十七日）条（注釈⑰）に既出の人物と同一。父は田村麻呂（本年四月己酉（二日）条注釈⑳参照）。母は不詳。「坂上系図」（『統群書類従』系図部所収）には、浄野（清野）の兄として大野と広野が記されており、弟の正野（本年四月己酉（二日）条注釈㉑参照）の傍注に「四男」とある。また、田村麻呂の娘には桓武の後宮に入った春子がいる。春子の生年は不詳であるが、延喜十九年（八〇〇）に葛井親王を出産していることから、清野より年長であると考えられる。本日条において清野を第四子としているのは、この春子を含めたものか。経歴については、本日条にある春宮少進・陸奥鎮守將軍・陸奥介・右近衛少將・薩摩守・土佐権守・陸奥出羽按察使の任命と正五位下の叙位の記事は六国史上みられないが、承和三年（八三六）正月丁未（七日）紀に、正五位下から従四位下に叙された記事、および同四年四月癸丑（二十一日）紀に陸奥出羽按察使として奏上している記事がみえることから、この二点に關しては、時期は不明であるものの、叙任の事実を確認することができる。なお、陸奥鎮守將軍に任じられたとする弘仁十年（八一九）における年齢を「廿七」と記しているが、卒去時の年齢から考えると、三十一歳のことである。
- ② 春宮少進となる 年齢から考えると、任命されたのは大同元年（八〇六）のこと。この年の五月壬午（十九日）に嵯峨は平城の皇太弟となり、皇太弟傳に藤原園人が、春宮大夫に秋篠安人がそれぞれ任命されているので、清野も同じタイミングで任命されたか。
- ③ 佐味香飾麻呂（生没年不詳）本日条にしかみえない。佐味氏は大和国十市郡佐味を本拠地とし、天武十三年（六八四）に君姓から朝臣姓に改姓された（十一月戊申朔紀）。『新撰姓氏録』右京皇別には「佐味朝臣。上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也」とある。一族には、壬申の乱で大海人方につき数百の兵を率いた佐味君宿那麻呂（天武元年六月己丑（二十九日）紀）や、長屋王の変において六衛府の兵を率いて王の邸宅を囲んだ佐味虫麻呂（天平元年（七二

九) 二月辛未(十日)紀)など、武功で名を挙げた者もあり、香飾麻呂もその流れを継いだものだろう。

④ 飯高常比麻呂(生没年不詳) 承和五年(八三八)正月丙寅(七日)に正六位上から外従五位下、同七年正月丁未(三十日)に伊豆守、同年六月甲寅(十日)に遠江介に叙任されている。なお、その際の姓は公であったが、同九年六月丙寅(三日)紀に「伊勢国人遠江介外従五位下飯高公常比麻呂、弟五百繼、甲斐目大初位上飯高宿禰浜永等男女廿七人賜姓飯高朝臣。編附左京三条」とあるように朝臣姓が与えられ、左京に編附された。伊勢国飯高郡の出身で、嵯峨との間に源常・明を生んだ飯高宅刀自と同族と考えられる。

⑤ 陸奥出羽按察使となる 先述の通り任命時期は不明であるが、承和四年(八三七)四月癸丑(二十一日)に、陸奥出羽按察使として、栗原(陸奥)・賀美(武蔵)の両郡の百姓らの不穏な動きに対して一千人の兵の派遣を朝廷に要請している。

⑥ 承和三年官を罷め都に帰す 先述の通り、承和四年(八三七)に陸奥出羽按察使として奏上しているのが、承和三年は誤り。

⑦ 即ち右馬頭となる 承和六年(八三九)二月庚午(十八日)紀に任命記事あり。

⑧ 数年遷りて右兵衛督となり… 承和九年(八四二)七月丁巳(二十五日)に右兵衛督、同十二年七月戊申(三日)に因幡守にそれぞれ任命されている。従四位上への昇叙は同十二年正月甲寅(七日)。

⑨ 兼ねて相模守となる… 本年五月甲午(十七日)条に任命記事あり。正四位下への昇叙は本年四月甲子(十七日)。

(木本)

● 八月庚戌(五日)

【書き下し】

庚^(五)戌。使を五畿七道に遣わし、諸神に班幣せしむ。告ぐるに即位の由を以てす。建礼門の前に於いて大祓す。使を遣わすを以てなり。①参議正四位下滋野朝臣貞主を相摸守となす。宮内卿故の如し。②従四位下興世朝臣書主を治部大輔となす。③従五位下橋朝臣永範を民部少輔となす。④従五位下小野朝臣貞樹を刑部少輔となす。⑤従五位下藤原朝臣菅雄を木工頭となす。⑥従五位上藤原朝臣春岡を左衛門権佐となす。⑦従五位下藤原朝臣興世を右衛門権佐となす。⑧従五位上坂上大宿禰正野を右馬頭となす。

【現代語訳】

五日。使者を全国に遣わして、諸神に班幣させ、即位したことを告げた。建礼門の前で大祓をおこなった。幣使派遣のためである。参議正四位下滋野朝臣貞主を相摸守とした。宮内卿は元の通りとする。従四位下興世朝臣書主を治部大輔とした。従五位下橋朝臣永範を民部少輔とした。従五位下小野朝臣貞樹を刑部少輔とした。従五位下藤原朝臣菅雄を木工頭とした。従五位上藤原朝臣春岡を左衛門権佐とした。従五位下藤原朝臣興世を右衛門権佐とした。従五位上坂上大宿禰正野を右馬頭とした。

【注釈】

- ①参議正四位下滋野朝臣貞主 三月庚子（二十二日）条注釈③参照。
 ②従四位下興世朝臣書主 三月庚子（二十二日）条注釈⑰参照。
 ③従五位下橋朝臣永範 三月庚子（二十二日）条注釈⑳、七月丙子朔条注釈㉒参照。

- ④ 従五位下小野朝臣貞樹 四月甲子（十七日）条注釈④参照。
- ⑤ 従五位下藤原朝臣菅雄 四月己酉（二日）条注釈③②、同戊辰（二十一日）条注釈②、五月丙申（十九日）注釈①参照。
- ⑥ 従五位上藤原朝臣春岡 四月甲子（十七日）条注釈③②、同戊辰（二十一日）条注釈①参照。
- ⑦ 従五位下藤原朝臣興世 五月甲午（十七日）条注釈⑦参照。
- ⑧ 従五位上坂上大宿禰正野 四月己酉（二日）条注釈⑤④、五月庚辰（三日）条注釈②参照。

（告井）

● 八月癸丑（八日）

【書き下し】

- 癸丑。^{（八）}① 散位正五位下楠野王・② 神祇少祐正六位上中臣朝臣禊守等を遣わし、伊勢太神宮に向かわしむ。告ぐるに
- ③ 晏子内親王を斎となすを以てす。

【現代語訳】

八日。散位正五位下楠野王・神祇少祐正六位上中臣朝臣禊守らを遣わして、伊勢太神宮に向かわせ、晏子内親王を伊勢斎王としたことを告げた。

【注釈】

- ① 散位正五位下楠野王（生没年不詳）弘仁十四年（八二三）四月辛亥（二十七日）淳和の即位に伴い正六位下から従

五位下に叙爵。天長六年（八二九）正月戊子（七日）白馬叙位で従五位上。同九年正月辛丑（七日）正五位下と、淳和朝に順調に昇進。同十年四月甲子（七日）仁明の即位に伴って久子内親王が伊勢斎宮となつた際や、承和四年（八三七）三月乙酉（二十二日）に遣唐使の無事を祈るために、奉幣使として伊勢神宮に遣わされた（時に内匠頭）。同七年七月乙未（二十二日）中務大輔。同九年八月乙丑（四日）には承和の変に伴って道康親王が皇太子に冊立されたことを報告するために、参議朝野鹿取とともに柏原山陵（桓武陵）に遣わされている。同十年三月辛亥（二十二日）縫殿頭から左兵庫頭となり、その後、任を離れて本日条に至る。仁寿元年（八五一）正月甲申（十一日）駿河守、同年十一月甲午（二十六日）新嘗会で従四位下、斉衡二年（八五五）正月戊子（七日）白馬叙位で従四位上となり、以後みえない。

② 神祇少祐正六位上中臣朝臣禊守 六月丁卯（二十一日）条注釈②参照。

③ 晏子内親王 七月乙申（九日）条注釈①参照。

（告井）

● 八月丙辰（十一日）

【書き下し】

丙辰^{（十一）}。公卿表を抗げて曰く、臣聞くならず、①道料にして元を含まば、②三靈に馱して貺を委ねる。徳敷きて聖を齊^{（七）}はば、③六幽に馳せて祉を薦むる。故に④蓮に遊ぶるの江使、昌化の堯壇たるを表し、⑤藻に戯るの波臣、禎期の軒浦なるを契る。伏して惟うるに、皇帝陛下、⑥哲に則り基を承け、⑦神を窮め化を闡き、徳は天地に比び、明は日月に齊^{（七）}しくす。⑧荼蓼追思の痛は中宵猶深く、⑨草莽攀慕^{（八）}の情は日興弥切なり。伏して⑩美作国介従五位下藤原朝臣貞

道等の奏を見るに称わく、^①所管英多郡大領外従八位上財田祖麻呂、^②郡下川会郷英多河の石上に於いて、白亀一枚を獲る、と。^③備前国守従四位下藤原朝臣諸成等の奏に称わく、^④所管磐梨郡少領外従八位上石生別公長貞、^⑤郡下石生郷雄神河に於いて、白亀一枚を獲る、と。又^⑥石見国守従五位下笠朝臣岑雄等の奏に称わく、^⑦所管安農郡川合郷に甘露降る、と。臣等謹んで案ずるに、^⑧礼含文嘉に云わく、外内の制、各其の宜しきを得ば、則ち山沢に靈亀出ず、と。^⑨瑞応図に云わく、王者の和氣の茂らば、則ち甘露草木に降る。之を食すに人をして寿さしむ、と。方今、聖人祚い啓き、禎符惟れ新たなり。至治は^⑩太清の治に合い、至徳は帝堯の徳に同じくするに、抃躍の至に任えず。謹んで闕庭に詣で、陳賀し以て聞かん、と。帝謙りて之を当とせず。

【現代語訳】

十一日。公卿が抗表して言うには、「臣の聞くところによると、道理に欠ける所がなく天地の氣を内に留めれば、天・地・人みなに賜え物が与えられ、徳を敷き知徳を具えたならば、それは天地四方に行き渡り吉兆がもたらされるという。蓮に遊ぶ江使（神亀）を賜ったことは、国の繁栄が堯の治世のようであることを表しており、藻に戯れる波臣（甘露）を賜ったことは、幸いが國中すべてに及ぶことを約束するものである。伏して惟うに、皇帝陛下は、道理に従い皇位に即き、神理を極めて化道を明らかとし、徳は天地に及び、その光は日月に等しいものである。先帝への追慕の苦痛は夜も猶深く、喪に服し名残を惜しむことの情は日ごと盛んとなり益々切である。伏して美作介従五位下藤原朝臣貞道らの奏を見たところ言うには、『所管の英多郡の大領外従八位上財田祖麻呂が、郡下の川会郷英多川の石の上にて、白亀一枚を獲った』と。また備前守従四位下藤原朝臣諸成らの奏に言うには、『所管の磐梨郡の少領外従八位上石生別公長貞が、郡下の石生郷雄神川にて、白亀一枚を獲った』と。また石見守従五位下笠朝臣岑雄らの奏

に言うには、『所管の安農郡川合郷に甘露が降った』と。臣らが謹んで案じたところ、『礼含文嘉』によると、『内外の制の、それぞれが宜しいものであったならば、則ち山沢に靈龜が現れる』と言う。『瑞応図』によると、『王者が穏やかな治世に努めると、則ち甘露が草木に降る。これを食すと人の命を長らえさせる』と言う。当今、陛下が即位したことで、新たな瑞祥が現れたのである。そのこの上ない治世は天の治世にも合い、この上ない徳は堯帝の徳にも同じほどであり、歡びに打ち踊ることを堪えることができな。そこで謹んで朝廷に参り、お慶びを申し上げる」と。帝は謙り、これを認めなかった。

【注釈】

①道粹にして元を含まば 『全唐書』卷九六〇、天賦に「臣聞混成発粹、大道含元、興於物祖、首自胚渾」とみえる。

「道」は仁義・徳業。「元」は元氣。天地間に広がり、万物生成の根本となる気のこと。

②三靈 『文選』符命類、典引に「逢吉丁辰、景命也。順命以創制、因定以和神、答三靈之蕃祉、展放唐之明文。茲事体大、而允寤寐次於心」とみえ、吉瑞・吉事に逢うのは天命であること。また、これに従い、封禪の制度を定め、天神の心を和らげ、「三靈」の期待に答え、（漢王朝は）その（堯の）明德を押し広めるべきであると説く。「三靈」は、李善の注によると、「三靈天地人也。已見陸機高祖功臣頌」とある。

③六幽 『文選』符命類、典引に「矧夫赫赫聖漢、巍巍唐基、泝測其源、乃先孕虞育夏、甄殷陶周。然後宣二祖之重光、襲四宗之緝熙、神靈日照、光被六幽、仁風翔乎海表、威靈行乎鬼区、匿亡回而不泯、微胡瑣而不頤。故夫蹟定三才、昭登之績、匪堯不興、鋪聞遺策在下之訓、匪漢不弘欠道」とみえ、漢王朝の基幹は堯にあり、その靈徳が日々地上を照らし、光が「六幽」に及び、その靈威が僻地にまで及んでいること。また、三才を明らかに定め、そ

の治績を完成させるのは、堯でなければなし得ないことであり、古の遺策や民へ訓を広めることは、漢でなければ
なせないと説く。「六幽」は李善の注によると「謂上下四方也」、呂向の注によると「謂天地四方幽遠之処」とある。
また「三才」は周易の注に「三才天地人也」とあって、「三靈」と同様の意である。

④ 蓮に遊ぶるの江使 『莊子』雜篇、外物第二十六に「宋元君夜半而夢。人被髮窺阿門曰、予自宰路之淵、予為清江
使河伯之所、漁者余且得予。元君寤、使人占之曰、此神龜也」とみえる。すなわち江使とは、元君の夢に現れ、清
江の使者として河伯（河の神）の所へ遣わされた者を指し、これは夢を占った人によると、神龜であるという。し
たがってここでも、神龜を指すものとみた。

⑤ 藻に戯るの波臣 同じく『莊子』雜篇、外物第二十六に「莊周忿然作色曰、周昨來、有中道而呼者。周顧視車轍、
中有鮒魚焉。周問之曰、鮒魚來、子何為者耶。對曰、我東海之波臣也。君豈有斗升之水而活我哉。周曰、諾。我且
南游吳越之王、激西江之水而迎子、可乎。鮒魚忿然作色曰、吾失我常與、我無所處。吾得斗升之水然活耳。君乃言
此、曾不如早索我於枯魚之肆」とみえ、すなわち波臣とはこの逸話にみえる鮒のことである。本日条では、逸話に
おいてすぐに水を欲したのに得られなかったことを波臣（鮒）が、自分は枯魚になるだろうと皮肉っているのに対
し、逸話と違い波臣（鮒）が藻に戯れることができた、つまり甘露が降ったことを指すものとみた。

⑥ 哲に則り基を承け 『古事記』序文に「暨飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、潜龍体元、洩雷応期。開夢歌而相纂業、
投夜水而知承基。然天時未至。蟬蛻於南山、人事共洽、虎歩於東国」とあり、天武が夢で見た歌について占ったと
ころ、基を承けることを知ったが、天は未だその時ではなかったたので、南山（吉野山）に身を置いたという。すな
わち基を承けるとは、皇位に即くことを指す。

⑦ 神を窮め化を聞き 『易経』繫辭下伝、第五章に「窮神知化、徳之盛也」、『周易正義』繫辭下卷八に「若能過此以

往、則窮極微妙之神、曉知變化之道、乃是聖人徳之盛極也」とみえ、すなわち、神妙を極め、化の道を知ることが、聖人の徳の盛極であることを述べる。

⑧ 蓼蓼追思の痛 『後漢書』列伝、陳蕃伝第五十六に「永康元年、帝崩。（中略）国嗣未立、諸尚書畏懼權官、託病不朝。蕃以書責之曰、古人立節、事亡如存。今帝祚未立、政事日蹙、諸君奈何委茶蓼之苦、息偃在床。於義不足、焉得仁乎」とみえ、陳蕃は、桓帝崩御の後、未だ跡継ぎが即位してはいないとはいへ、諸臣が茶蓼の苦に委ねて政治を放置していることを責めている。茶は「にがな」、蓼は「たで」のことで、前者には茎や葉に苦味が、後者には独特な辛みがある。すなわち天子の崩御という苦みと辛さを例えた表現であり、本日条においてもこれと同様の意に取った。

⑨ 草窠攀慕の情 窠かたじはイラクサ科の多年草で、茎の皮から繊維を採り、木綿以前の代表的繊維として用いられた。苧麻・草真麻とも。『礼記』閒伝第三十七には「斬衰何以服苧。苧しよ惡貌也。所以首其内而見諸外也。斬衰貌若苧、苧しよ衰貌若窠。大功貌若止。小功總麻容貌可也」とあり、斬衰ざんさいの者が苧しよの服を着すのは、悲しみのあまり苧しよのような（青黒い）容貌になるからであり、また苧しよの者が窠かたじを着すのも、窠かたじのような（浅黒い）容貌になるからであることを述べる。斬衰・苧衰・大功・小功・總麻はそれぞれ中国の服制にある服喪期間の別であり（五服制）、もつとも重い斬衰が五年、苧衰は一年の服喪をいった。したがってここでは文徳の服喪が本来一年であることから、苧衰に照らし合わせ、その服喪のことを草窠と記したものである。

⑩ 美作国介従五位下藤原朝臣貞道等の奏 貞道（生没年不詳）は北家魚名流総継の子。仁明女御（光孝生母）の沢子や、長良室（基経生母）の乙春は姉妹である。承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）従五位下、嘉祥二年（八四九）八月辛丑（二十日）美作介となり本日条に至る。美作国から靈亀が献上されたことは、本年六月丁巳（十一日）条に

みえる。

- ⑪ 所管英多郡大領外従八位上財田祖麻呂（生没年不詳）祖麻呂については不詳であるが、財田氏については、神護景雲二年（七六八）十二月乙丑（二十五日）紀に「授美作国人外正八位上財田直常人外従五位下。以貢獻也」と直姓としてみえることから、おそらく国造氏族であり、郡司を勤めていた氏族であろう。美作国英多郡は、近年まで岡山県英田郡として名前が残っていたが、現在は美作市の一部となっている。貞観元年（八五九）主基国に選ばれているほか（四月十五日紀）、皇后宮職の水田が九町あったことなどが知られる（同二年六月二十三日紀）。
- ⑫ 郡下川会郷英多河 川会郷は現美作市三保原辺りにあったと思われる郷。付近には現在吉野川支流の河会川が流れており、英多河はこれに比定できる。

- ⑬ 備前国守従四位下藤原朝臣諸成等の奏 諸成（七九三―八五六）は六月乙丑（十九日）条注釈②参照。承和十五年（八四八）正月七日従四位下、嘉祥二年（八四九）備前守、本年六月十九日に右京大夫となり本日条に至る。五十八歳。備前国から白亀が献上されたことは、本年七月庚辰（五日）条にみえる。

- ⑭ 所管磐梨郡少領外従八位上石生別公長貞（生没年不詳）長貞については不詳であるが、石生別氏については、神護景雲三年（七六九）六月壬戌（二十六日）紀に「備前国藤野郡人別部大原（中略）・御野郡人物部麻呂等六十四人、賜姓石生別公」、承和三年（八三六）九月丙申（三十日）紀に「備前国人外従八位上石生別公諸上等改本居、貫附右京八条三坊」とみえる。名前の由来ともなっている磐梨（石生）郡は、古くから豪族和気氏の支配地域内にあり、和気清麻呂の薨伝にも「本姓磐梨別公。右京人也。後改姓藤野和気真人」（延暦十八年（七九九）二月乙未（二十一日）紀）とある。また磐梨郡の成立については、和気郡の役所は大河（吉井川）の東にあるため、川が雨で増水すると川西の者は川を渡れず公務が滞ってしまうという訴えを受けた清麻呂が、吉井川の東は旧来の和気郡とし、西

には新たに磐梨郡を立てたいと申し出たことよっている（延暦七年（七八八）六月癸未（七日）紀）。

⑮郡下石生郷雄神河 雄神川は現在の吉井川に比定される。吉井川は、中国山地の三国山に源を発し、加茂川や、前述注釈⑫の英多河（吉野川）と現岡山県赤磐市で合流。さらに和気町で金剛川と合流して児島湾に注ぐ、吉井川水系の本流である。

⑯石見国守従五位下笠朝臣岑雄等の奏 岑雄については、嘉祥二年（八四九）正月壬戌（七日）従五位下、同三年正月甲午（十五日）石見守となり、四年の任期を経て任を終えていることが知られるのみである（仁寿四年（八五四）正月辛丑（十六日）「安倍朝臣有道為石見守」）。石見国から甘露の報告がなされたことについては、本年五月戊戌（二十一日）条にみえる。なお、霊龜三年（七一七）九月、元正が美濃国不破行宮に行幸した際、たき当耆郡多度山的美景で手や顔を洗ったところ大きな効き目があり、符瑞書にも醴泉は大瑞とあることから養老に改元をしたという例があるが、この時、美濃守として従四位上の褒賞を与えられているのが、岑雄と同族の笠麻呂であったことは興味深い（養老元年十一月丙午（十日）紀）。さらにこの後、岑雄の任期満了後間もない仁寿四年七月二十三日にも、石見国に醴泉の瑞が出現しており、その瑞が齊衡への改元のきっかけとなっている（齊衡元年十一月辛亥（三十日）紀）。

⑰所管安農郡川合郷 安濃郡とも。現在の島根県出雲市と大田市の各一部に当たり、川合郷の名前は現太田市川合町にみられる。

⑱礼含文嘉に云わく：『礼含文嘉』は七緯の内『礼緯』に属する書。完本は現存しないが、『太平御覧』などに逸文が残る。なお本日条の引用箇所は、豊後国大分郡の白亀出現に対する上表文中においても同文が用いられている（承和十五年（八四八）六月庚寅（三日）紀、同十三日嘉祥に改元）。

⑲瑞応図に云わく：六国史中には他に『孫氏瑞応図』（慶雲・朱雀）と『熊氏瑞応図』（霊龜）からの引用がみられ

る。本日条ではただ『瑞応図』となっているが、仁寿元年（八五二）四月庚午（二十八日）紀に「孫氏瑞応図云、甘露降於草木、食之令人寿。其改嘉祥四年、為仁寿元年」とみえることから、『孫氏瑞応図』であったことがわかる。『孫氏瑞応図』の完本は現存しないが、引用箇所については、唐初に成立した『芸文類聚』九十五、祥瑞部上、甘露の項にみえる。この「人寿」が「仁寿」の典故となった。

⑳ 太清の治 天の治世のこと。『淮南子』卷八、本経訓によると、太清の治では、「和順以寂寞、質真而素樸、閑靜而不躁、推移而無故。在内而合乎道、出外而調於義、發動而成于文、行快而便於物。其言略而循理。其行悅而順情、其心愉而不偽、其事素而不飾。是以不忤時日、不占卦兆、不謀所始、不議所終。安則止、激則行、通体於天地、同精於陰陽、一和於四時、明照於日月、与造化者相雌雄」であるという。そしてそのような世では、「是以天覆以德、地載以樂、四時不失其敘、風雨不降其虐、日月淑清而揚光、五星循軌而不失其行。当此之時、玄元至礪而運照、鳳麟至、著龜兆、甘露下、竹実満、流黄出、而朱草生、機械詐偽、莫藏於心」と瑞兆があることを述べている。なお、『莊子』外物篇、天道第十三では、「此之謂太平、治之至也」とする。

（中村）

● 八月丁巳（十二日）

【書き下し】

丁巳^(十二) ① 右中弁從四位下藤原朝臣氏宗を遣わし、② 賀茂社に向かわしむ。③ 中宮亮正五位上藤原朝臣良仁を、④ 松尾社に向かわしむ。並びに告ぐるに即位の由を以てす。

【現代語訳】

十二日。右中弁從四位下藤原朝臣氏宗を賀茂社に、中宮亮正五位上藤原朝臣良仁を松尾社に向かわせ、即位について奉告させた。

【注釈】

- ① 右中弁從四位下藤原朝臣氏宗 四月丙寅（十九日）条注釈②参照。
- ② 賀茂社 現京都市北区上賀茂にある賀茂別雷神社と同左京区下鴨にある賀茂御祖神社の総称。『延喜式』神名帳、山城国愛宕郡「賀茂別雷神社^{上社}」と、同「賀茂御祖神社^{下社}」に比定される。前者は賀茂別雷命を祀り、後者は玉依媛命・賀茂建角身命を祀る。山城国一の宮。賀茂氏の氏神社であるが、天武六年（六七七）には既に王城鎮護の神としてしばしば行幸があり、朝廷の尊崇を受けた。参籠して利生を祈る社でもあった。伊勢神宮に準じた扱いを受け、嵯峨朝以降には、未婚の内親王・女王が斎王として奉仕した。
- ③ 中宮亮正五位上藤原朝臣良仁 四月甲酉（二日）条注釈③参照。四月甲子（十七日）条で正五位上、四月壬申（二十五日）条で中宮亮となっている。
- ④ 松尾社 現京都市西京区嵐山山宮町にある神社。『延喜式』神名帳、山城国乙訓郡「松尾神社」に比定される。現祭神は大山咋神・市杵島姫命。上代、松尾山に祀られ、大宝元年（七〇二）秦忌寸都理が麓の現在地に社殿を建てて移し、同氏の氏神にしたと伝えられる。『吉記』寿永二年（一一八三）六月六日条によると、「或古記曰、平安京^{（舊）}之百王不易之都也。東有嚴神、西仰猛靈。嚴神者賀茂大神、猛靈者松尾靈社は也。依二神之鎮護、期万代之平安」とあり、賀茂社を東の嚴神、松尾社を西の猛靈とし、両社が平安京の鎮護の神とされていたことが知られる。

● 八月甲子（十九日）

【書き下し】

甲子。群臣瑞を奏し、相趨えがすこと已むこと無し。勅して曰く、①祥符の感ずる所、盛徳に在りて称すべし。②顕慶斯に臻るも、豈に菲虚の信ずるべけんや。③朕大喪に在るに自り、事冢宰に聴く。徳未だ近くに動じず、化何ぞ幽を覃たんせん。而るに今白亀・甘露の祥至あり、今卿等表賀す。朕の荒思、自ら堪えざるを知る。夫れ災無くとも患たるは、前蹟自り著しく、瑞を恃むとも凶たるは、往鑑無きにしも非ず。況んや④上徳は徳とせず、盛徳の祥を聞くこと無し。⑤大聖は聖を断ち、聖に応ずるの瑞を自ら廢す。誠に能く道徳の曹を成し、⑥仁義の巢をなす。⑦二儀の不言の若く、四時の潜運の若くならば、則ち万人仁寿に、誰ぞ千歳の靈龜もとを須めん。百物咸盈つるに、豈に眩時の甘液を慮らんや。⑧漢光・晋武、吾が師たるに足る。陳賀の言、聴さんと欲する攸に非ず、と。

【現代語訳】

十九日。群臣が瑞祥のことを奏上し、促すことを止めなかった。勅して言うに、「瑞祥の出現は、立派な有徳者がいてこそ称するものだ。吉兆が現れたとしても、どうして不徳の自分を信じられるだろうか。私は喪に服していて、政治は冢宰に任せている。まだ徳を持っていないのに、どうして政化が天下の隅々まで行き渡るだろうか。しかし今、白亀・甘露の瑞祥がもたらされ、卿らが賀表を奏上してきた。私は身の程を自覚している。世に災いがなくても憂いがあることは、先人の事跡からも明らかであり、瑞を恃みにしたところ凶となることは、昔からあった。まして上

徳の人は自分に徳が有るなどとは考えず、立派な徳による瑞祥など聞こうともしない。優れた聖人は美徳を断ち切り、徳に呼応する瑞祥を自ら打ち捨て、実によく道徳・仁義のおこないをする。もし天地が何も言わず、常に運のめぐりが目に見えなければ、すべての者が仁愛長寿となることに、誰が長寿の靈龜を求めるだろうか。すべての物が皆に満ち足りることに、どうして時を延べる甘露に思いをめぐらすだろうか。漢の光武帝・晋の武帝のおこないは、私の師にふさわしいものである。祝賀の言葉を許そうとは思わない」と。

【注釈】

① 祥符の感ずる所： 祥符は瑞祥、盛徳は盛んな徳望、もしくはそれを有する者を意味する。瑞祥は、立派な君主の存在に呼応して現れるものと理解されていた。貞観十八年（八七六）九月九日紀に、「禎符之降、必応盛徳。顕慶之至、不於菲虚。方今運非光華。国多災異」とある。

② 顕慶斯に臻るも： 顕慶は吉慶の兆候、菲虚は徳が薄く愚かなことを意味する。『後漢書』光武帝紀、中元（建武中元）元年（五六）是夏条に、「京師醴泉涌出、飲之者固疾皆愈、惟眇、蹇者不瘳。又有赤草生於水崖。郡国類上甘露。群臣奏言、『地祇靈応而朱草萌生。孝宣帝每有嘉瑞、輒以改元、神爵、五鳳、甘露、黄竜、列為年紀、蓋以感致神祇、表彰徳信。是以化致升平、稱為中興。今天下清寧、靈物仍降。陛下情存損挹、推而不居、豈可使祥符顕慶、没而無聞。宜令太史撰集、四以伝來世』。帝不納。常自謙無徳、每郡国所上、輒抑而不当、故史官罕得記焉」とある。漢の光武帝は、醴泉の涌出という瑞祥を史官に記させようとしなかった。

③ 朕大喪に在るに自り： 大喪は大行天皇・太皇太后・皇太后・皇后の喪に服すること。『尚書』伊訓には「惟元祀、十有二月乙丑、伊尹祠于先王。奉嗣王祇見厥祖、侯、甸群後咸在、百官総已以聴冢宰。伊尹乃明言烈祖之成徳、以

訓于王」とある。君主が服喪中であれば、百官は冢宰に指示を仰ぐ慣例があった。また『春秋胡氏伝』卷十四文公上、元年春王正月公即位条に、「自古通喪三年、其以凶服、則不可入宗廟。其以吉服、則斬焉在衰絰之中、不可既成而又易之也。如之何而可。子張問於孔子、『高宗諒陰三年不言、何謂』。子曰、『何必高宗。古之人皆然。君薨百官綏已、以聽於冢宰三年』。則告廟臨群臣、固有撰行之礼矣」とある。先代の君主が崩ずると、諒闇中の三年間は冢宰が政治を取り仕切った。

④上徳は徳とせず… 『老子』第三十八章に、「上徳不徳、是以有徳。下徳不失徳、是以無徳。上徳無為、而無以為。下徳為之、而有以為。上仁為之、而無以為。上義為之、而有以為。上礼為之、而莫之応、則攘臂而扔之」とある。徳がある人は、人目につくような作為的な働きをせず、自ら事をなしたという意識ももたないという。一方徳がない人は、意識して徳を失うまいとする態度が偽善の趣を呈して、徳がないとされる。

⑤大聖は聖を絶ち… 大聖は聖人の中でも特に立派な人格を備えている人を意味する。『老子』第十九章に、「絶聖棄智、民利百倍。絶仁棄義、民復孝慈。絶巧棄利、盜賊無有。此三者、以為文不足。故令有所属。見素抱樸、少私寡欲」とある。聖・智や仁・義、巧・利などの世間から評価される美德を断ち切れば、人々は利益や人情などを得るという。

⑥仁義の巢をなす 『新語』第三輔政に、「夫居高者自処不可以不安、履危者任杖不可以不固。自処不安則墜、任杖不固則仆。是以聖人居高处上、則以仁義為巢、乘危履傾、則以賢聖為杖、故高而不墜、危而不仆」とある。

⑦二儀の不言の若く… 二儀は天地、四時は四季を意味する。

⑧漢光・晋武 漢の光武帝(劉秀、前六一五七)と晋の武帝(司馬炎、二三六一二九〇)のこと。光武帝については注釈②参照。武帝については『資治通鑑』卷八十一晋紀三、太康五年(二八四)春正月己亥条に「有青竜二、見武庫

井中。帝觀之、有喜色。百官將賀、尚書左僕射劉毅表曰、『昔竜降夏庭、卒為周禍。易称、潜竜勿用、陽在下也。尋案旧典、無賀竜之礼』。帝從之」とある。青龍二体が武器庫の井戸の中に現れた際、最初は喜んだが、劉毅の上表により慶賀を取り止めたという。

（林原）

●八月丙寅（二十一日）

【書き下し】

丙寅^(廿一)。公卿重ねて上表し、以て賀瑞を求む。帝苦請の拒み難きを以て、之を許す。

【現代語訳】

二十一日。公卿が重ねて上表し、瑞祥を喜ぶことを求めた。天皇は誠心誠意の願いを拒むことが難しく、これを許可した。

（林原）

●八月戊辰（二十三日）

【書き下し】

戊辰^(廿三)。①散位從五位下高原王を遣わし、豊前・筑前両国に向かわしめ、宝劍・明鏡・名香・綵帛等を以て、②八幡宮及び③香椎廟に奉らしむ。

【現代語訳】

二十三日。散位従五位下高原王を豊前国と筑前国に遣わして、宝剣・明鏡・名香・綵帛などを、八幡宮と香椎廟に奉納させた。

【注釈】

① 散位従五位下高原王 三月乙巳（二十七日）条注釈²⁹参照。

② 八幡宮 現大分県宇佐市に所在する宇佐神宮のこと。『延喜式』神名帳、豊前国宇佐郡「八幡大菩薩宇佐宮」に比定される。元来、八幡神を奉斎し、奈良時代より朝廷の崇敬が厚く、国内外の有事（例えば新羅侵攻や薬子の変など）に際して鎮護国家のための使者が派遣された。また、『西宮記』臨時六の進発宇佐使事条には、一代一度・即位時・恒例として三年に一度、宇佐神宮に使者を派遣し、神宝（『本朝世紀』天慶元年（九三八）十月九日条に「神財御劍鏡、幣帛類也」とある）や神馬などを奉納することが記されている。臨時・恒例に関わらず、宇佐に派遣される使者を総称して宇佐使という。いつ頃から宇佐使が派遣されるようになったかは明確ではないが、即位奉告についてみると、その初見は仁明の時、すなわち天長十年（八三三）四月壬戌（五日）紀に、「遣従四位下行伊予權守和氣朝臣真綱、奉御劍幣帛於八幡大菩薩宮及香椎廟。告新即位也」とあるものである。この時派遣された和氣真綱は、道鏡事件の際に神託を得るために宇佐神宮に派遣された清麻呂の子で、父清麻呂の功績を受けて任命されたものである。以降、和氣氏派遣が恒例になったようで、『西宮記』同条には、「御即位時、遣和氣氏五位」と記されている。さて、本日条においては、高原王が宇佐使として「宝劍明鏡名香綵帛」などの神宝を奉納している。タイミングからみて、この派遣は即位奉告とみてよいだろう。その使者が和氣氏ではない点が気にかかるが、「宇佐即位奉幣使

が開始された当初は必ずしも和氣氏とは限られていなかったものであろう」との解釈もある（恵良宏「宇佐使についての一考察」〔『史淵』九八、一九六七年〕）。なお、次の清和の時には和氣巨範が派遣されている。

③香椎廟 現福岡市東区に所在。香椎宮ともいう。『延喜式』神名帳にはみえない。同書式部上に「凡諸神宮司、并檀日廟司、以六年為秩限」とあり、香椎宮については他の神宮司とは区別して廟司と記されている。また同書民部下の大宰府仕丁条に「香椎宮守戸一烟」とあって守戸が置かれている。これらのことから香椎宮は山陵に準じたものであるとの理解がある。宇佐神宮とともに朝廷の崇敬が厚く、宇佐使派遣の際には香椎宮にも同様に使者が派遣される例が多い。前掲の『西宮記』進発宇佐使事条にも、「宇佐・香椎両所幣料、相別無所見、向本宮定之」とあり、朝廷においては宇佐と香椎の幣料を一括りに準備していたことがわかる。

（木本）

●八月己巳（二十四日）

【書き下し】

己巳^{（廿四）}。天南に声有り。雷の如し。

【現代語訳】

二十四日。南方の空で音がした。雷のようであった。

（木本）

●八月辛未（二十六日）

【書き下し】

辛未^(廿六)。地震う。西北より來たる。①鶏雉皆驚く。

【現代語訳】

二十六日。地震。西北から揺れがきた。鶏も雉も驚くほどであった。

【注釈】

①鶏雉皆驚く『古事記』上卷（大國主神）に「さ野つ鳥、雉は響む、庭つ鳥、鶏は鳴く」、『万葉集』卷十三—三三—〇に「野つ鳥、雉は響む、家つ鳥、鶏も鳴く」とみえ、野生の鳥として雉が、家畜の鳥として鶏が挙げられている。したがって両者をもつて「いかなる鳥も」というような意味となるか。また、天文現象の意味について問答形式で記した『塵袋』（鎌倉中期頃）三に、「雷鳴ト地震トニハ雉ナク事アリ、其ノ心如何」という問いがあり、雉が雷鳴や地震に敏感な鳥と考えられていたことがわかる。なお、この問いに対する答えに、「（前略）伯耆国ノ風土記ニ云ク、震動之時ハ、鶏雉悚懼して則鳴、山鶏ハ踰嶺谷、即樹羽蹻踊也ト云ヘリ、鶏雉ヤマトリ、コレラハミナ陽ノ氣ヲウケタルトリナリ、地震ハ陰陽フサガルトキ、必ズアル事ナリ、サレバ陽ノ精ナルニヨリテ、イタミオドロク歟」とみえる。

（木本）

●九月乙亥（一日）

【書き下し】

九月乙亥朔。日蝕ゆること有り。

【現代語訳】

九月一日。日食があつた。

（木本）

●九月壬午（八日）

【書き下し】

壬午。^(八)①宮主正六位下占部雄貞、②神琴師正六位上菅生朝臣末継、③典侍正五位下藤原朝臣泉水、④御巫无位榎本連淨子等を遣わし、摂津国に向かわしめ、⑤八十嶋を祭らしむ。是の日、⑥右京人村主岑成、摂津国嶋上郡河上に於いて、⑦白亀を獲りて之を献ず。

【現代語訳】

八日。宮主正六位下占部雄貞・神琴師正六位上菅生朝臣末継・典侍正五位下藤原朝臣泉水・御巫无位榎本連淨子らを摂津国に遣わして、八十嶋祭をおこなわせた。この日、右京の村主岑成が摂津国嶋上郡河上において白亀を捕獲し、これを献上した。

【注釈】

①宮主正六位下占部雄貞（八一―一五八）宮主については『延喜式』神祇三の宮主卜部条に「凡宮主取卜部堪事者任之、其卜部取三國卜術優長者伊豆五人、卷載」とある。神祇官の卜部二十人の中から卜術に優れた者が任命され、主に御所・中宮・東宮などに配された。御所に配された者は特に大宮主と称され、天皇の神事に関わるあらゆる卜占をおこなった。天安二年（八五八）四月辛丑（十日）紀の雄貞の卒伝には、「帝在東宮時為宮主。踐祚之日、為大宮主」とあるので、雄貞は皇太子時代から一貫して文徳の宮主を務めていたことがわかる。「亀策之倫也。兄弟尤長此術」ともあり、龜卜に優れた人物であった。四十歳。

②神琴師正六位上菅生朝臣末繼（生没年不詳）本日条にしかみえない。『新撰姓氏録』河内国神別に「菅生朝臣」がみえ、大中臣朝臣と同祖で天兒屋根命の後裔という。神琴師は神祇官において神琴生に琴を教授した者であるが、『延喜式』神祇三の八十嶋神祭条に、「右八十嶋祭御巫、生嶋巫、並史一人、御琴彈一人、神部二人、及内侍一人、内藏属一人、舍人一人、赴難波津祭之」と規定されており、御琴彈として八十嶋祭に派遣された。

③典侍正五位下藤原朝臣泉子（生没年不詳）承和三年（八三六）三月甲辰（五日）に従五位下とみえ、掌侍となる。同十五年正月己巳（八日）に従五位上に叙される。『文実』には本日条にしかみえず、典侍・正五位下となった時期は不明。なお、前掲の『延喜式』八十嶋神祭条に、八十嶋祭への内侍の派遣も規定されている。『江家次第』踐祚の八十嶋祭条には「以典侍一人、為使多用御乳母」とみえ、特に天皇の乳母が任命される例が多かったようであるが、泉子が乳母であったかは不明である。

④御巫无位榎本連浄子（生没年不詳）本日条にしかみえない。『新撰姓氏録』左京神別に「榎本連」がみえ、大伴氏と同祖で道臣命十世孫佐豆彦の後裔という。御巫についてはその起源は詳らかではないが、『令集解』職員令の神

祇官条に「御巫、卜兆（中略）別名云、御巫五人、後備巫二口、左京生島一口、右京坐摩一口、御門一口、各給職守、八口、又免戸禰役也。」とあり、令制下に置かれていたことがわかる。これによれば、亀卜を職掌としており、定員は五人で、倭国巫・生島巫・坐摩巫・御門巫で構成されていたようである。一方、『古語拾遺』神代に「爰仰從皇天二祖詔、建樹神籬。所謂、高皇產靈・神皇產靈・魂留產靈・生産靈・足産靈・大宮壳神・事代主神・御膳神（已上、今御巫所奉也）、櫛磐間戸神・豊磐間戸神（已上、今御門、巫所奉也）、生島（是大八洲之靈、今、坐摩、是大官地之靈、今、坐摩、坐摩巫所奉也）」とあり、御巫・御門巫・生島巫・坐摩巫が宮中に祭祀された神々に配されていたことがわかる。また、『延喜式』神祇三の御巫条に「凡御巫、御門巫、生嶋巫各一人（其御巫各一人、有御巫各一人）、取庶女堪事充之」、坐摩条に「凡坐摩巫、取都下国造氏童女七歳已上者充之」とそれぞれの巫女の任用の条件が記される。なお、前掲の『延喜式』八十嶋神祭条においては「御巫、生嶋巫」の派遣が規定されているが、本日条においては御巫のみの派遣である。

- ⑤ 八十嶋を祭らしむ 即位儀礼の一つ。本日条は大嘗祭前の執行であるが、その他は大嘗祭の翌年に難波津でおこなわれた。本日条が初見であるが、光仁以前にも即位後の難波行幸の例が多く見られ、これらを八十嶋祭の起源とみる説もある。元仁元年（一二二四）十二月におこなわれた後堀河の八十嶋祭を最後に断絶したため、不明な点も多い。祭祀の目的と祭神も明確ではないが、祭祀の場となる難波津には生嶋神・足嶋神を祀る生国魂神社があり、祭使として生島巫を同道させていることから、これらを祭神としたものと考えられる。また、前掲の『古語拾遺』に生島神を「是大八洲之靈」と載せている。八十嶋の名は大八洲に通じ、即位に際して、国土の平安を祈る目的があったものと考えられる。祭儀については『江家次第』踐祚の八十嶋祭条に、「祭日到難波津、（中略）神祇官彈御琴、女官披御衣笠、振之。次中宮御料。次春宮御料。宮主著膝突（西）、捧御麻、修禊。禊了以祭物投海。次帰京」とある。

- ⑥ 右京人村主岑成（生没年不詳）八十嶋祭の従者であろう。本年九月己丑（十五日）に白亀を献上した賞で従六位上

に叙されている。なお、村主はヤマト政権下における姓の一つであるが、『新撰姓氏録』において「村主 葦屋村主同祖」（撰津国諸藩）などとみえ、氏族名として村主を挙げている場合もある。

⑦白亀を獲りて之を献ず 六月丁巳（十一日条）注釈①参照。

（木本）

●九月甲申（十日）

【書き下し】

甲申^(十)。詔して伊勢国①多度大神を以て、官社に列す。回国②天照太神宮禰宜従八位下神主継長、③豊受太神宮禰宜従八位上神主土主等に、外従五位下を授く。

【現代語訳】

十日。詔により、伊勢国多度大神を官社とした。同国の天照太神宮禰宜従八位下神主継長と豊受太神宮禰宜従八位上神主土主に、外従五位下を授けた。

【注釈】

①多度大神 伊勢国桑名郡（現三重県桑名市）に鎮座する多度大社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の伊勢国桑名郡「多度神社」に比定される。名神大社。現祭神の天津彦根命は『新撰姓氏録』右京神別に「桑名首、天津彦根ノ男、天久之比乃命之後也」とあり、桑名首の祖先神であり、天照大神の御子である。延暦元年（七八二）十月に従五

位下、天長十年(八三三)四月に正五位下、承和六年(八三九)十二月に正五位上、同十一年六月に従四位下に叙されている。本日条において官社に列せられ、朝廷からの幣帛を受ける社格となった。

②天照太神宮禰宜従八位下神主継長(生没年未詳)本日条初出。天照太神宮は皇太神宮ともいい、いわゆる伊勢神宮内宮のこと。当宮の禰宜は長く荒木田氏が専任した。『皇太神宮禰宜譜図帳』によると、一族は度会郡大貫に居住し、成務の時、最上が大神の御饌料田三千代を奉った功により荒木田神主の姓を賜ったとある。一時神主とのみ称したが、元慶三年(八七九)本姓に復した。

③豊受太神宮禰宜従八位上神主土主(生没年未詳)本日条にしかみえない。豊受太神宮はいわゆる伊勢神宮外宮のこと。本来、当宮の禰宜は度会氏の専任であるが、当該期においては荒木田氏が務めている。

(木本)

●九月乙酉(十一日)

【書き下し】

乙酉。^(十一)①少納言従五位上鎌蔵王、②内蔵頭従五位下中臣朝臣老志等^(逸)を遣わし、伊勢太神宮に向かわしめ、③例により幣を奉らしむ。別けて細馬五疋を献じ、以て神御に充つ。

【現代語訳】

十一日。少納言従五位上鎌蔵王、内蔵頭従五位下中臣朝臣老志^(逸)らを伊勢太神宮に遣わして、例によって幣帛を奉納させた。別に細馬五疋を献じ、これを神への供え物とした。

【注釈】

①少納言従五位上鎌蔵王（生没年未詳）四月甲子（十七日）条注釈③参照。仁寿二年（八五二）八月乙未朔にも止風雨の祈願のため伊勢神宮に派遣されている。また同三年正月丁未（十六日）に大和権守に任命された。

②内蔵頭従五位下中臣朝臣言志（生没年未詳）五月甲午（十七日）条注釈①参照。

③例により幣を奉らしむ 養老五年（七二二）九月乙卯（十一日）紀に、使を遣わして伊勢神宮に幣帛を奉ったとあるのが国史上の初見で、以後、常に九月十一日に例幣使を派遣した。例幣使には諸王を充て、中臣・忌部がこれに従う。その派遣の日には、天皇は祭服を着し、御幣を拝した。

（木本）

●九月戊子（十四日）

【書き下し】

戊子。^{十四}①参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助を遣わし、②賀茂大神社に向かわしむ。③策命して曰く、天皇が④詔旨と、掛けまくも畏き⑤大神の広前に申し賜へと申さく。⑥先先に禊り申し賜へる御馬并びに神財を、九月に潔め備えて出だし奉り賜はば吉けむとトえ申せり。⑦故れ是を以、神財を設け備えて潔らに捧げて出だし奉らす。但し御馬は馬寮内に穢有るに依りて、此の度は出だし奉らむ。⑧来る年の四月の祭に設け備えて出だし奉らむ。此の状を聞こし食して、天皇朝廷を堅磐に常磐に、天下平安に護り賜ひ矜み賜へと、恐み恐みも申し賜はく、と申す。

【現代語訳】

十四日。参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助を遣わして、賀茂大神社に向かわせた。策命して言うには、「天皇のお言葉として、畏れ多くも大神らの御前に申しあげよ、と申す。『以前に祈り申し上げた御馬と神財を、九月に清め備えて出し奉り申し上げるのが吉かろうとのトイがあつた。そこで、神財を準備して清め捧げて、出し奉る。但し御馬は馬寮内に穢れが有つたので、今回は出し奉らず、来年の四月の祭に準備して出し奉る。このような状況であることをお聞き入れただき、天皇の朝廷を永く堅く、天下平安となるよう矜み助けていただきますよう、謹んで申し上げます』と申す」と。

【注釈】

- ① 参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助 三月庚子（二十二日）条注釈⑭参照。
- ② 賀茂大神社 八月丁巳（十二日）条注釈②参照。
- ③ 策命 四月甲子（十七日）条の即位記事が語の初見。『文実』『三実』のみにみえる語。
- ④ 詔旨 大化元年（六四五）七月丙子（十日）紀の「詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨」が初見の語。「おほみこ」とらまは、文武元年（六九七）八月庚辰（十七日）紀の即位詔に「現御神止大八嶋国所知天皇大命^{良麻止}詔大命^乎」、天平神護元年（七六四）正月己亥（七日）紀の改元詔に「天皇^何大御命^{良麻止}勅大御命^乎」とみえる。
- ⑤ 大神の広前 承和八年（八四二）六月辛酉（二十二日）紀が初見の語。七月丙戌（十一日）条に続き本日条が三例目。以後、多見する。
- ⑥ 先に禱り申し賜へる御馬並びに神財 「禱り申し賜へる」は本日条が初見。以後、散見する。
- ⑦ 故れ是を以、神財を設け備えて 「設備」の語は他には、承和九年（八四二）十二月庚辰（二十日）紀にしかみえない。

い。

⑧来る年の四月の祭 いわゆる賀茂祭。翌仁寿元年（八五二）四月辛酉（十九日）条に「遣使者向賀茂大神社奉祭。但齋内親王未盈齋限。故不得侍祭」とある。

（告井）

●九月己丑（十五日）

【書き下し】

己丑^{（十五）}。亦た、①参議藤原朝臣助を遣わし、②春日大神社に向かわしむ。策命して曰く、天皇が詔旨と、大神の広前に申し賜へと申さく。③皇大神の厚き護りに依りてし、④天日嗣の高御座には、平けく即かせ賜うと^{おも}所念し行す。

茲に因りて、先先に禱り申し賜ひし御冠と為て^しなも、⑤建御賀豆智命・伊波比主命二柱の大神をば正一位に、⑥天児屋根命をば従一位に、比売神をば正四位上^{かむたから}に上げ奉り崇め奉る状を、神財を捧げ持たしめて出だし奉る。此の状を聞こし食して、益益に天皇朝庭を堅磐に常磐に幸へ奉り賜ひ、天下平安に護り賜ひ助け賜へと、恐み恐みも申し賜はく、と申す。

詔して曰く、⑦乾鑿は測れず、皇化に随いて靈を効し、神理は遙かならず、人事に応えて感を通ず。是を以て、恩の漸む所有らば、⑧亀龍は幽賛の符を秘めず、徳の相覃すること有らば、⑨雲露は予て昇平の瑞を彰す。朕は、上は遺制に遵い、下は群言を酌み、辞すこと免がれ獲ず、遂に皇極に踐す。然らば猶、⑩蓼を集むるの痛弥切にして、⑪壑に擠ちるの慮未だ申せず、⑫大川を渉るに済る攸を知ること罔きに譬う。即ち知るに、天上甘露の淵は、未だ必ずしも朕が為に灑がず。⑬水中神蔡の智は、豈に能く朕を頼りにして浮かんや。⑭故に尚書の章を断ち、群公の賀を

聴さず。⑮而るに今撰津畿服の地、亦た神亀を獲りて之を献ずる。僉謂わく、⑯不世の鴻符、得て廢し難し、と。朕重ねて敦き請いに違えるに、再三之を念ず。是くの若くせば⑰百神・七廟の万民を顧復し、⑱三槐・九棘の庶績を緝熙致す所といえんや。有司其れ吉日を択び、宗社に於いて告げよ。⑲夫れ封疆馬齒、瑞を献ずるは恒ならず、天貺の降る所、理は須らく優異たるべし。宜しく特に⑳攝津国嶋上郡をして今年の調を輸すこと莫からしむべし。㉑美作国英多郡・石見国安農郡・備前国磐梨郡は、並びに当年の庸を免ぜよ。㉒龜を獲るの人岑成等を従六位上に叙す。物を賜うことは例に准ず。㉓天下の祝部、各其の租を免ぜよ。又五畿内七道諸国、承和六年以往の調・庸の未だ進らざるは、咸免除に従れ。溥うに膏潤を以てするは、茲の恵液の祥に由り、布くに至和を以てするは、彼の長生の瑞に協わん、と。

是の日、㉔内供奉㉕大法師円仁奏すらく、㉖天台総持院に十四禪師を置き、練行の者を簡び、以て之に充て、永く絶えざらんことを、と。

【現代語訳】

十五日。また、参議藤原朝臣助を遣わして、春日大神社に向かわせた。策命して言うには、「天皇のお言葉として、大神らの御前に申しあげよ、と申す。『皇大神の厚い護りによってこそ、天日嗣の高御座に無事に即くことができたのだと思う。そこで、以前に祈り申し上げていた御位として、建御賀豆智命・伊波比主命二柱の大神を正一位に、天児屋根命を従一位に、比売神を正四位上へ上げ奉り崇め奉ることを、神財を捧げ持たせて出し奉る。このような状況であることをお聞き入れいただき、益々天皇の朝廷を永く堅く護り栄えさせ、天下平安となるよう守り助けていただきますよう、謹んで申し上げる』と申す」と。

詔して言うに、「天意は推し測れず、天皇の徳化に随い神靈の驗を現すもので、神理は遠く隔たれたものではなく、人のなし得た事柄に應えて通い合うものである。このため、慈しみを注いだならば、亀龍は幽贊の瑞を隠すことなく、徳が行き渡ったならば、雲露は前もつて世が昇平となることの瑞を明らかにするのだろうか。私は、上は遺制に遵い、下は多くの者達の言を酌み、辞退することを免れず、遂に天皇の位に踐祚した。なので猶のこと、追慕の苦痛は益々切であり、谷にころげ落ちるような思いを未だに申すこともできず、譬えるなら大川を渡るのに船の渡し場が分からぬようなものである。即ち知るに、天上の甘露の深き所は、未だ必ずしも私のために降り注いだのではなく、水中の神亀の智も、よく私を頼りとして現れたとはいえない。ゆえに諸卿らの慶賀の上表を辞退し、群臣らの賀を許さなかつたのである。しかし今、摂津という畿内の地にて、また神亀が獲られこれが献上された。皆が言うには、『常でない大きな祥瑞は、得て廃し難いものである』と。私は重ねて皆の敦い請奏に違えたが、皆が再三これを念じたため、諸神・七廟の祖神が万民を慈しみ、大臣・公卿らの諸々の功績が光り輝いて、新たな祥瑞が現れたのだろう。有司は吉日を択んで、宗社にそのことを告げるように。また即位からこれまで、瑞が献上されたことは普通のことではなく、天の賜え物が降つた土地は、特に理に優れていたということである。宜しく、特に摂津国嶋上郡の今年の調を免除せよ。また美作国英多郡・石見国安農郡・備前国磐梨郡は、みな当年の庸を免除せよ。亀を獲つた村主岑成らは従六位上に叙し、例に准じて物を賜う。全国の祝部はそれぞれ祖を免除し、また五畿内七道諸国において、承和六年以降の調・庸で未だ納めていないものは、みな免除せよ。恩恵を潤わせることは、恵液（甘露）の祥に因つており、至和を布くことは、長生（神龜）の瑞に協うものである」と。

この日、内供奉大法師円仁が奏上するに、「天台総持院に十四禪師を置き、よく修練の苦行を積んだの者を選んでこれに充て、常置のものとして」と。

【注釈】

① 参議藤原朝臣助 三月庚子（二十二日）条注釈⑭参照。

② 春日大神社 あまりない表現。「春日神社」「春日社」「春日神」の表記が普通。類する表現は、承和八年（八四一）三月壬申朔紀「勅、大和国添上郡春日大神神山之内、狩獵伐木等事、令当国郡司殊加禁制」、貞観十一年（八六九）二月八日紀「春日祭如常。是日、齋女始参於社。告文曰、天皇我詔旨止掛畏^能春日大神^能広前^尔」、同十七年六月八日紀「遣從四位下行左馬頭藤原朝臣秀道於春日神社奉幣兼禱。欲奉齋女以祈甘雨也。告文曰、天皇我詔旨止掛畏^支春日大神^乃広前^尔」など。現春日大社（奈良市春日野町）。都が奈良に遷った際、藤原不比等が氏神である常陸鹿島社の武甕槌命を勧請したのが始まりといわれる。第一殿の武甕槌命とともに、第二殿に下総香取社の経津主命、第三殿に河内枚岡社の天兒屋根命、第四殿に同比売神の三柱の大神が祀られ、四社明神として崇められた。『古社記』は神護景雲二年（七六八）を創建と伝えるが、元慶八年（八八四）八月二十六日紀に「新造神琴二面、奉充春日神社。以神護景雲二年十一月九日所充破損也」とみえるのが有力な支証となる。また天平七年（七三五）創建説（『伊呂波字類抄』）や、天平神護元年（七六五）に常陸鹿島社に神封二十戸が春日祭料として寄せられていること（『新抄格勅符抄』）、天平勝宝八年（七六五）東大寺四至図に神地として春日社の現在地が示されているほか、『続日本紀』や『万葉集』などに春日祭祀に関する記事が見出されるが、それらは古代春日山信仰、あるいは春日大社の源流を語るもので、神護景雲二年に四座の祭神が揃い、官祭にあずかった時をもって創建とすべきである。春日神は常陸から白鹿に乗って上洛し、春日御蓋山（三笠山）の山頂浮雲峯（本宮峯）に天降りしたという。同山頂には本宮社が西北面して鎮座しており、平城京の鎮護神としての性格もみられるが、平城京廃都後も動かなかった。創建以来、朝野の厚い崇敬が寄せられ、一条天皇をはじめ、行幸・御幸は三十余度を数える。特に藤原氏一門の崇敬

が厚く、衆庶の参拝も数多く、折々の祈願・慶祝・報賽には種々の神宝・調度・灯籠の寄進があり、特に奉納された灯籠の数はおびただしく、春日の万灯籠と称されている。『延喜式』神名帳には四座が名神大社に列し、官幣にあずかっている。明治維新の神仏分離令により興福寺の支配を離れた。昭和二十一年（一九四六）春日神社を春日大社と改称した。

③ 皇大神の厚き護り 「厚護」は本日条が初見。この後『三実』に五例のみ。

④ 天日嗣の高御座 「高御座」の表記はこの時期珍しい。「高座」が多い。

⑤ 建御賀豆智命・伊波比主命二柱の大神 春日神社（注釈②）の祭神それぞれ鹿島・香取社の祭神でもある。鹿島・香取の同神については、承和三年（八三〇）五月丁未（九日）紀に、「奉授下総国香取郡從三位伊波比主命正二位。

常陸国鹿嶋郡從二位勲一等建御賀豆智命正二位」、同六年十月丁丑（二十九日）紀に「奉授坐下総国香取郡正二位伊波比主命、坐常陸国鹿嶋郡正二位勲一等建御加都智命、並從一位」とみえる。鹿島社は茨城県鹿嶋市に鎮座する常陸国の一宮。創建は古く、社伝では神武元年に初めて宮柱を立てたとあり（『鹿島宮社例伝記』）、養老五年（七二二）成立の『常陸国風土記』には「自高天原降来大神、名称香島天之大神。天則号日香島之宮。地則名豊香島之宮」、「淡海^{天智}大津朝、初遣使人、造神之宮」とみえる。また、天平勝宝年中（七四九―五七）には祝の中臣大尊と鹿島郡大領中臣千徳が僧満願とともに神宮寺を建立したと伝えられ、神宮寺は承和四年（八三七）に定額寺に列した。本地仏を不空羅索観音とする。香取社は千葉県香取市香取に鎮座し、経津主命を祀る。本日条にみえる伊波比主命は、『書紀』神代、天孫降臨章第二の一書に、武甕槌命（鹿島神）とともに高天原から派遣された経津主神について、「是時斎主神号斎^{いわいのうし}之大人。此神今在乎東国楫取之地也」としていることから、経津主命の別名であることが知られる。経津主命は天孫降臨に先立ち、武甕槌命とともに出雲国に降り、大国主神と国譲りを交渉した神と

して記されている。古くより中臣・藤原氏が崇敬奉仕した。社蔵の海獸葡萄鏡は国宝、古瀬戸黄釉狛犬一對、久安五年（一一四九）在銘の双竜文鏡は国重要文化財に指定されている。

⑥天兒屋根命をば從一位に、比売神をば正四位上に 春日神社（注釈②）の祭神。ともに枚岡社の祭神でもある。比売神は天兒屋根命の妻神である天美津玉照比売命のこと。前注釈⑤記載の承和三年（八三六）紀に続けて「河内国河内郡從三位勲三等天兒屋根命正三位。從四位下比売神從四位上」、同六年紀に続けて「坐河内国河内郡正三位勲二等天兒屋根命從二位。從四位上比売神正四位下」とみえる。天兒屋根命は中臣氏の遠祖とされ、中臣氏一族の平岡連により祀られた。中臣氏が中央祭官として現れる六世紀半ば以降に有力神化したと思われ、鎌足以後、藤原氏の祖神として重視された。枚岡社は東大阪市出雲井町に鎮座し、天兒屋根命・比売神・武甕槌命・齋主命を祀っているが、これは奈良時代、中臣氏（藤原氏）が平城京の春日神社に武甕槌命・伊波比主命を併せ祀ったのに倣い、本社も四祭神としたものとみられる。古くより朝廷の崇敬厚く、『延喜式』神名帳では四座とも名神大とされ、祈年・月次・相嘗、新嘗の幣を奉られた。二十二社の一つで、河内国一宮とされる。

⑦乾鑿は測れず 「乾鑿」は中国語で「上天的鑿察」の意。鑿察は調べ見極めること、あるいは照らし見ぬくこと。すなわち天意との意に取った。神理とは、神の定めた道理のこと。

⑧龜龍は幽贊の符を秘めず 『易経』説卦伝、第一章に「幽贊於神明而生蓍」、『周易正義』説卦卷九に「幽者、隱而難見、故訓為深也。贊者、佐而助成、而令微者得著、故訓為明也」とある。すなわち「幽贊」はひそかに助けるとの意。

⑨雲露は予て昇平の瑞を彰す 「雲露」は甘露のこと。「昇平」は国運が盛んで、世の中が平和に治まっていること。

⑩蓼を集むるの痛 八月丙辰（十一日）条注釈⑦参照。仁崩崩御の痛をいう。

⑪ 壑に擠ちるの慮未だ申せず 『春秋左氏伝』昭公十三年に、靈王が公子らの死を聞き悲しみのあまりに思わず車の下に転げ落ち、人ならば我が子を愛するのは私と同じであるかと問うたところ、侍者が「小人老而无子、知擠于溝壑矣」（卑しい者は老いて子もいないと、死ねば溝や谷に転げ落ちる）と、もつと酷い様であることを答えたとの逸話を載せる。また杜預の注では、「擠于溝壑」を、埋葬する者がおらず、その死骸は溝や谷に突き落とされる、と解している。文徳は自らを靈王に擬えて、未だに溝壑に落ちるほどの想いを果たせていないことを述べている。

⑫ 大川を渉るに濟る攸を知ることの罔き 『抱朴子』内篇卷十九遐覽に、ある人が、自分は儒教に捕われ五経・三史・諸子百家の説などに思いを凝らして長い年月を過ごし、苦心して奥深い真理を探究したが、それが仕事の糸口となることも無く精神を消耗させるだけで寿命を延ばす足しにもならず、老いてしまった。だが老いて初めて迷いから覚め、長生の道を求めようと思いついたが、「正欲反迷、以尋生道、倉卒罔極、無所趨向。若涉大川、不如攸濟」と、一体どちらに向かって行けばいいのか（何をすればいいのか）、まるで大川を渡るのに渡し場が分からない状態であると、先生（抱朴子）へ示唆を求める逸話が記されている。すなわち、道を求めようと思いついたが、どうすればよいのかその道が分からないとの譬えである。文徳の、未だに仁明への追善が果たされず徳を欠いていることと、しかし瑞祥が現れていることとに対する迷いを表している。

⑬ 水中神蔡の智 蔡は現河南省駐馬店市上蔡県一帯の地名であり、紀元前一〇四六―四四七年には周の武王の弟蔡叔度しゅくとを初代とする蔡国が存在していた。この地は特に大亀を産出したことから、古くより蔡の地名が亀の別称として用いられた。本日条においても神亀を神蔡と言ひ換えたものであろう。

⑭ 故に尚書の章を断ち、群公の賀を聴さず 尚書は弁官の唐名官職に比定されるが、ここでは尚書省（太政官）の諸卿との意に取った。章は臣下が天子に上表して、謝恩や慶賀の意を表すものこと。群臣からの章については、本

年八月丙辰（十一日）・同月甲子（十九日）条にみられ、いずれも文徳はこれを許容しなかった。

⑮ 而るに今撰津畿服の地： 畿服は畿内に同じ。文徳が群臣の賀を拒んだ後、さらに撰津国が神亀（白亀）を献上したことに ついては、本年九月壬午（八日）条にみえる。

⑯ 不世の鴻符 不世は不常。鴻符は中国語で「极大的祥瑞」の意。极大は極めて大きいこと。すなわち、通常のものではない非常に大きな祥瑞のことを指す。

⑰ 百神・七廟の万民を顧復し 「百神」は諸神に同じ。「七廟」は『礼記』卷一曲礼上に「曰、天子七廟、三昭三穆与太祖之廟而七」とあり、天子の祀るべき祖霊が七廟であったことに拠っているのであろう。なおこの後、本年十月己酉（五日）条では、山科山陵（天智）以下、前田原（施基皇子）・後田原（光仁）・柏原（桓武）・楊桃（平城）・嵯峨（嵯峨）・大原（淳和）・深草（仁明）の八陵に賀瑞のことが報告されている。「顧復」は『詩経』小雅蓼莪に「父兮生我、母兮鞠我、拊我畜我、長我育我、顧我復我、出入腹我、欲報之徳、昊天罔極」（父が私を生み、母が育て、私を撫で、養い、成長させ、育てて、私に目をかけ私を庇護し、外でも中でも私を抱きかかえてくれた。その恩に報いようと思うが、それができないのは天がみだれて定まらないからだ）とみえる。『毛伝鄭箋』によると、「顧」は目をかける。高亨『詩経今注』によると、「復」は「覆」の仮借字で、庇護の意と述べる。すなわち、諸神・祖霊が万民を慈しみ護り育てたことをいう。

⑱ 三槐・九棘の庶績を緝熙致す所 「三槐」は三公、「九棘」は九卿の別称で、周代、君主が朝廷の庭の三公の位置を示す場所に槐の木を植え、九卿の場所を示す場所に棘の木を植えていたことに因んだ呼称である。日本では三公は左大臣・右大臣と太政大臣ないし内大臣の総称で、九卿は公卿の異称として用いられる。「緝熙」は、『詩経』大雅文王に、「穆穆文王、於緝熙敬止、假哉天明、有商孫子、商之孫子、其麗不億、上帝既命、侯于周服」（勤め励む文

王は、緝熙にして敬であり、偉大なる天命であろうか、商の子孫は数億となり、上帝は既に周に服従せよとお命じになった」とみえる。『毛伝』は「緝熙」を光明と解する。林義光『詩経通解』によると、「緝」とは「熠[㊦]」であり、盛光のことであるとし、『爾雅義疏』によると「熙」は光の意であるとする。すなわち、諸卿らの庶績が文王の偉大な事績のように光り輝いている様をいう。

⑲ 夫れ封疆馬齒 「封疆」（封境）は封土・領土などの境を意味する熟語として成立しており、『孟子』公孫丑下に「域民不以封疆之界、固国不以山谿之險、威天下不以兵革之利」、『礼記』月令に「壞城郭、戒門閭、修鍵閉、慎管籥、固封疆、備邊竟、完要塞、謹關梁、塞徭徑」などとみられるが、ここでは「疆（日本）に封ぜらる」、つまり即位をしたことの意に取った。底本注には「廣イ本・丹本・昌本作壇」とみえるが、「封壇」も封禪と同じ意であり、天子となることの意に取ることができる。「馬齒」（馬齢）は自分の年齢を謙って言う語として用いられるが、ここでは年を重ねることの謙讓表現と取り、すなわち、封疆されてからの年齢（即位してからこれまでの月日）をいっているものと捉えた。

⑳ 攝津国嶋上郡 九月壬午（八日）条参照。

㉑ 美作国英多郡・石見国安農郡・備前国磐梨郡 八月丙辰（十一日）条注釈⑬⑭⑯参照。

㉒ 龜を獲るの人岑成 村主岑成。九月壬午（八日）条、ならびに同日条注釈⑥参照。

㉓ 天下の祝部 祝部は『令集解』に「祝部謂為祭主
發祥者也 其祝者、国司於神戸中簡定、即申太政官、若無戸人者、通取庶人也」とみえる。祥瑞の出現に際して祝部の祖を免じることが、聖武朝の天平元年（七二九）八月癸亥（五日）紀の「京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負凶龜一頭献止奏賜不爾所聞行。驚賜怪賜、所見行歡賜嘉賜兵所思行久者」との祥瑞に際し、「又諸国天神地祇者、宜令長官致祭。若有限外応祭山川者、聽祭。即免祝部今年田租」と、先例がみえ

る。

- ②④内供奉 内裏内の道場に奉仕して、御齋会の読師、夜居の僧の役など、天皇の身体護持の役割を担った僧職。宝龜三年（七七二）三月丁亥（六日）に初めて秀南以下、十禪師の設置のことがみえ、その職掌が唐の内供奉僧と共通したことから、後に内供奉十禪師と称されるようになった。最澄・円仁・円珍など天台僧の着任が多くみられる。
- ②⑤大法師円仁（七九四―八六四）下野国都賀郡の出身。三鴨駅長壬生首麻呂の子。九歳から、現岩舟町に現存する大慈寺において広智に師事して天台宗に触れ、大同三年（八〇八）比叡山に登り、以後最澄の元で修行を積んだ。承和二年（八三五）請益僧として遣唐使に随伴することとなり、二度の失敗を経て、同五年七月唐へ渡航。以後、遣唐使の帰国後も唐に留まり続け、会昌の廃仏に遭遇しながらも約九年間唐に留まり続け、同十四年十月に帰国。翌年三月に帰朝した（三月乙酉（二十六日）紀）。最澄や空海が日本へ搬入し得なかつた多くの經典や、その後の新訳經典を意識的に集めて持ち帰り、日本の密教の発展に大いに寄与した。この功績により、嘉祥二年（八四九）七月内供奉十禪師となつている。なお、本年二月甲子（十五日）紀には「天台宗座主前入唐請益伝灯大法師位円仁」とみえるが、卒伝によると、座主となつたのは仁寿四年（八五四）のことである（貞観六年（八六四）正月十四日紀）。
- ②⑥天台総持院に十四禪師を置き 貞観六年（八六四）正月十四日紀の円仁卒伝に、文徳の即位に際して、「除災致福、熾盛光華仏頂、是為最勝。是故唐朝内道場中、恒修此法、為鎮国基。街西街東諸内供奉持念僧等、互相為番、奉祈宝祚。今須建立持念道場護摩壇、奉為陛下、応修其法。唐国街東青龍寺裏、亦建立皇帝本命道場。令勤修真言秘法」と奏上し、「詔曰、朕特発心願、於彼峯建立惣持院、興隆仏法。於是、勅惣持院安置十四僧、永令修法」と、宝祖を祈る道場として総持院が創始されたことが記されている。『群書類従』第十九卷釈家部二所収『叡岳要記』（上）所引の太政官牒「定惣持院十四僧事」には、「伝灯大法師惠亮・法慶・承誓・伝灯満位僧安亮・昌暹・伝灯住

位僧賢仁・観面^(西)・安芸^(夢)・澄審・澄暎・道術・承峯・雅演・観朗。嘉祥三年庚午九月十四日依内七天
法論奏と、十四禪師の詳細がみられる。

(告井・中村)

付記 本稿は、京都女子大学史学会編『史窓』第八十号(二〇二三年三月刊行予定)にて報告する嘉祥三年七月甲辰(二十
九日)条に続くものである。注釈にある本稿未収録条に対する参照表記は、『史窓』第七十七号(第八十号ならびに『京都
女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十一号掲載の前報告を参照されたい)。

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあたった。記してその労を多とする。

(告井)